広報 みなと
平成31年（2019年）1.25
☎3578-2111㈹
FAX 3578-2384（子ども家庭課）
http://www.city.minato.tokyo.jp

（仮称）港区子ども家庭総合支援センター特集号

（平成33年（2021年）4月 開設）

（仮称）港区子ども家庭総合支援センター外観図（予定）

施設整備の目的

港区を含む特別区では、児童虐待等の児童に関する問題の増加、重篤化に対し、区民に身近な区が地域と一体となり、未然防止から調査、援助、保護、里親等への措置、家庭復帰までを切れ目なく担っていくことをめざし、東京都に児童相談所の移管を求めてきました。

こうした中、平成28年6月に改正児童福祉法が公布され、特別区においても児童相談所を設置できることとなりました。

区では、子どもたちを健やかに育むため、多様な生活スタイルに対応した家庭への支援、子どもの命と権利・未来を守るきめ細かな支援、社会全体で子育てを支えるネットワークづくり等に取り組んできましたが、「子育てが楽しい」「子ども達の笑顔がうれしい」「子ども自身が自分の未来に夢を抱ける」まちを実現していくため、子どもと家庭の総合的支援拠点として、（仮称）港区子ども家庭総合支援センターを整備します。

施設は、区内の家庭が楽しくいきいきと子育てを楽しむことができるよう多様な文化や人との出会い・交流・学習の場とするとともに、子どもと家庭の状況に応じた支援機能と児童相談所の専門機能とを一体化させ、総合的に支援していくため、子ども家庭支援センター、児童相談所（一時保護所含む）、母子生活支援施設の複合施設として整備します。

運営にあたっては、民生委員・児童委員、学校、保育園、警察、医療機関等の地域の関係機関と連携しながら、児童や家庭の状況に応じた迅速できめ細かな支援を行うことにより、あってはならない悲惨な事件や事故から児童を守るとともに、子育て家庭を支援していきます。

整備地

- 地名地番
南青山五丁目285番
- 敷地面積
約3200㎡
- 用途地域
第2種中高層住居専用地域

施設規模

●高さ	地上4階建て（約15m）
●建物延べ面積	**約5400㎡**
子ども家庭支援センター（1階）	約600㎡
児童相談所（1～3階）	約2900㎡
（内、子ども家庭支援センターと共用	
体育館	約190㎡）
面接室・心理療法室等	約900㎡）
母子生活支援施設（4階）	約900㎡
その他共用部	約1000㎡

整備スケジュール（予定）

●平成30年度	基本設計・実施設計
●平成31～32年度（2019～2020年度）	建設工事
●平成33年（2021年）4月	**開設**

問い合わせ

子ども家庭課児童相談所設置準備担当
☎3578－2177　FAX3578－2384

図 （仮称）港区子ども家庭総合支援センター断面図（予定）

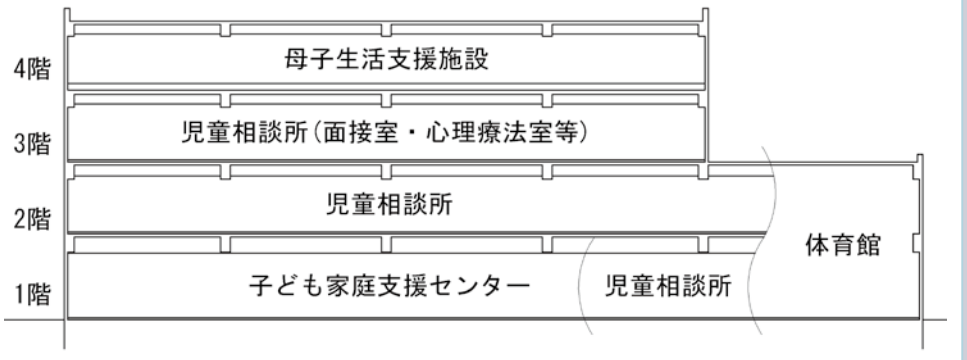

施設整備の経緯

区は、児童虐待や非行等の児童に関する問題への対応や一時保護等を行う「児童相談所」、子育て中の人を支援する「子ども家庭支援センター」、さまざまな事情から養育が困難となった母子家庭が入所する「母子生活支援施設」が一体となった複合施設「（仮称）港区子ども家庭総合支援センター」を整備し、児童虐待、非行等の問題や障害、養子縁組等子どもの養育に関するあらゆる課題に対して、区が主体性と責任を持って、切れ目のない一貫した相談支援体制の構築をめざしています。

「（仮称）港区子ども家庭総合支援センター」は、乳幼児親子や児童が利用する施設であることから中低層の施設であることが望ましく、少なくとも5000㎡程度の延床面積を必要とします。区内でまとまった土地を確保することが難しい状況にある中、平成28年8月の国からの情報提供に基づき、区は、当該用地について「児童相談所ほか関連施設」の整備地として国に売払を要望し、国の審査を経て、平成28年12月に国から相手方決定通知を受けました。その後、区は、港区財産価格審議会の審議を経て、平成29年11月に当該用地を取得しました。

施設の整備地は、敷地面積約3200㎡の土地であり、閑静な立地で、親子連れが安心して相談や各種サービスを利用することができ、保護を必要とする児童や母子が生活するにも良好な環境であると考えています。

発行／港区　発行部数112,000部　編集／子ども家庭支援部子ども家庭課　〒105-8511　港区芝公園1－5－25

港区生まれ、港区育ちの子どもたちの未来を守るために

区の人口は、全ての世代において増加していますが、特に子どもたちの人口が増加しています。毎年約3000人の子どもが生まれ、平成29年の合計特殊出生率は1.42で23区の中で上位となっています。

都心の特徴として、核家族で集合住宅にお住まいの人が多く、生活スタイルが多様化する中、子育ての孤立化を防ぎ、子育てを支え合うためのあたたかな関係づくりを進めていくことが必要です。

児童虐待は、国、都、区いずれも増加しています。問題を子どもや家庭が抱え込まず、一緒に解決策を考え、寄り添う相談支援体制が必要です。

全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数

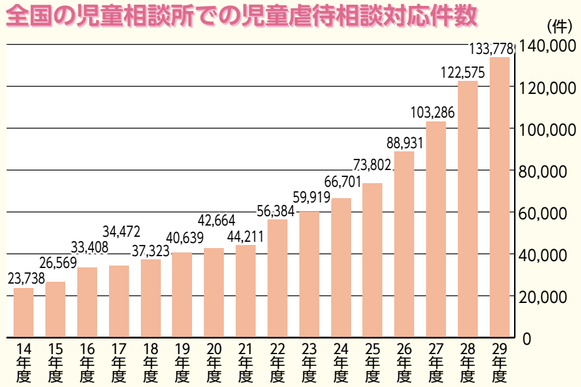

出典：厚生労働省ホームページ(平成29年度は速報値)

東京都児童相談所の相談受理状況

(件)

	一般相談	児童虐待相談
平成27年度	24,042	10,619
平成28年度	26,933	12,934
平成29年度	28,213	14,207

出典：東京都「児童相談所のしおり」(平成30年版)

港区の18歳未満人口と子ども家庭支援センター新規相談受理件数

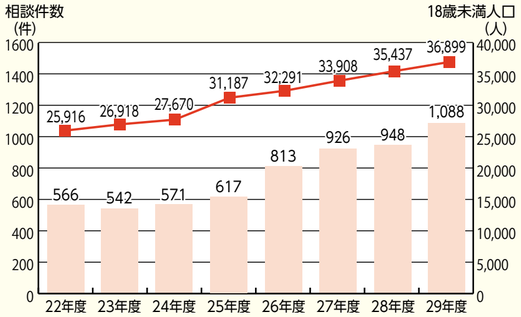

港区子ども家庭支援センターの新規虐待相談受理件数内訳

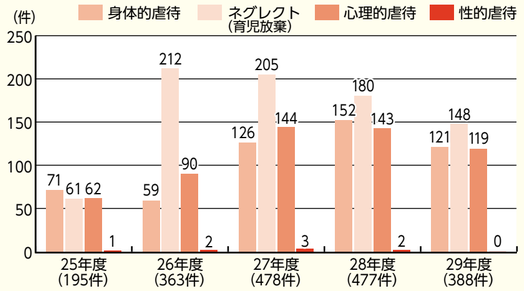

複合施設として整備する利点

専門性の高い相談を身近な場所で気軽に利用できます。

問題に迅速に対応します。

切れ目のない支援をワンストップで利用できます。

子ども家庭支援センター
- 子ども・家庭支援サービスの情報提供、申込み
- 子育てひろば
- 家庭に寄り添う相談支援

施設の共用
- 体育館
- 面接室
- 心理療法室　等

機能の共有
- 専門相談
- 緊急時に連携した迅速な対応
- 情報共有によるきめ細かな支援

児童相談所
- 児童福祉司、児童心理司、医師、弁護士等による専門相談、診断等

母子生活支援施設
- 親子が一緒に生活する環境での支援

母子生活支援施設 新規設置

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条に基づく、さまざまな事情から養育が困難となった母子家庭が入所し、安定した生活と自立を支援するための施設です。本施設には、10室の居室を整備します。

支援内容

母子は、地域の保育園や学校へ通いながら、施設職員の支援を受けます。

母親への支援

母親が心と体と生活を安定するための支援を行います。
- 育児や健康、生活上の困り事の相談支援
- 仕事探しや仕事を続けていくための相談支援
- 離婚の手続きや将来設計の相談支援　等

子どもへの支援

子どもの健やかな成長のための支援を行います。
- 乳幼児の一時保育
- 学習、進学、悩み事の相談支援
- 子ども会、レクリエーション等の活動の機会の提供
- サークル活動や習い事の機会の提供　等

入所から退所までのイメージ

入所 養育が困難な母子家庭

子ども家庭支援センターの子育てひろばや子育て支援情報を活用 → 親子一緒に生活しながら、問題解決を図っていきます。

児童相談所の専門相談を活用 → より良い親子関係を築いていきます。

退所 問題を解決し、地域での新しい生活がスタート(入所期間は、平均1年7カ月程度です。)

子ども家庭支援センター 機能拡充

子ども家庭支援センターは、児童福祉法第10条の2に基づく、全ての子どもとその家庭および妊産婦等を継続的に支援していくための拠点です。

平成33年(2021年)に現在の三田一丁目(みなと保健所との複合施設)から南青山五丁目に移転します。

2つの役割

子ども・子育て支援サービス

子どもと家庭の総合相談

対象：18歳までの子どもとその家庭(妊産婦を含む)

子ども・子育て支援サービス

○子育てひろばの運営(3歳未満のお子さんとその保護者の交流・子育て講座・情報提供等)
○イベントや講演会等の開催
○子育て支援のネットワークづくり(港区地域こぞって子育て懇談会等)

新しい施設で拡充！

○多目的室や体育館、会議室の活用
　3歳以上の児童や多世代交流等対象者を広げたイベントや講座を開催します。
○子育て支援のネットワークづくりの充実
　地域の企業や特定非営利活動法人等さまざまな主体と協働した取り組みを実施します。

子どもと家庭の総合相談

○相談員(子ども家庭支援センター職員)による相談
○専門相談(保健師・臨床心理士)
○子育てコーディネーター相談室(子ども・子育て支援に関する情報提供と利用支援)

新しい施設で拡充！

○児童相談所が併設
　より専門的な相談が利用できます(児童福祉司、児童心理司、医師、弁護士等)。また、子どもの状況に合わせて迅速に対応できます。
○区役所で行っていた家庭相談の機能を統合
　離婚問題、ひとり親に関すること等、家庭に関わる相談にも対応します。

児童相談所 新規設置

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づく行政機関です。子どもと家庭についての相談に応じ、子どもの問題や状況、ニーズを把握し、子どもや家庭に適切な援助を行うことで、子どもの権利を擁護することを目的としています。一時保護や、里親委託、施設入所等の措置権限は、児童相談所だけが持つものです。

相談の種類

児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等がチームを組み、さまざまな子どもと家庭の相談に対応します。

養護相談
- 養育困難：保護者の病気、死亡、離婚等の事情により、子どもの養育が不安になったとき 養育が困難になったとき、迷子の相談
- 児童虐待：子どもの人権に関わる相談
  【身体的虐待】子どもをたたく、激しく揺さぶる
  【ネグレクト】食事を十分に与えない
  【心理的虐待】子どもへの脅しや心を傷つける言動、親による家族への暴力の目撃
  【性的虐待】子どもへのわいせつな行為

障害相談
言語発達、肢体不自由、ことばの遅れ、発達障害に関する相談
知的障害児に関する相談、療育手帳の判定に関すること

育成相談
乳幼児の育児・しつけや遊び、子育ての不安等の相談
不登校、いじめ
子どもの性格行動に関する相談(友達と遊べない、内気、子どもの落ち着きがない、家庭内暴力等)
子どもの進学・就職等の進路選択等に関する相談

非行相談
- ぐ犯相談：18歳未満で、問題行動(家出や親のお金の持ち出しなど)のある子どもに関する相談
- 触法相談：14歳未満で法に触れる行為(盗みなど)を行った子どもの相談

保健相談
乳児、早産児、虚弱児、児童の疾患、事故・ケガ等の健康管理に関する相談

里親の相談
里親になりたい、里親に子どもを預けたい等
里親(養育家庭)に関する相談
養子縁組、特別養子縁組に関する相談

その他の相談
離婚や親権、その他の家族や子どもの相談

児童相談所の相談から支援の流れ

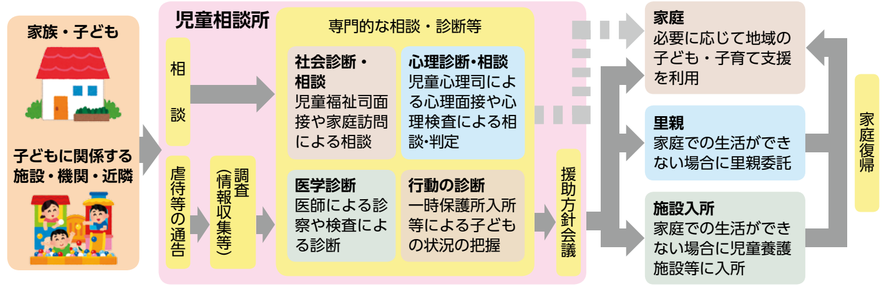

一時保護

児童福祉法第33条の規定に基づき、必要に応じて一時保護を行います。

一時保護は児童相談所の大切な機能です。子どもの安全を迅速に確保し、子どもの状況を把握するため、区は児童相談所に一時保護所を設置します。

※一時保護は、里親、児童養護施設、乳児院等に委託することもあります。

目的
- 子どもの安全の迅速な確保
- 子どもの心身の状況やおかれている環境その他の状況の把握

期間
児童福祉法では、2カ月を超えてはならないとされています。できるだけ短期間の一時保護をめざしていきます。

一時保護所
- 生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携して子どもや家族の支援内容を検討します。子どもと家族が自らを振り返り、関係や生活を再構築する意義があります。
- 一時保護を理由に子どもの学籍(学校の所属)が変わることはありません。一時保護所では、原則的に一時保護所内で学習します。

港区の一時保護所
港区の一時保護所は、12人定員とし、子どもに寄り添った家庭的なあたたかい環境で生活する中で支援を行います。
一時保護所には、学習室、食堂、プレイルーム、リビング、浴室、トイレ、体育館、居室(個室を基本)等を整備します。

この広報紙は、誰にでも読みやすく、伝わりやすいフォント(ユニバーサルデザインフォント)を使用しています。

生まれる前から子どもたちが自立するまで、10年、20年と寄り添う

安心子育て・子育ちのネットワーク

地域のさまざまな施設、機関が連携協力して、力を寄せ合い、地域ぐるみできめ細かな支援を行い、虐待、非行等の問題の発生、深刻化を予防します。ネットワークの調整機関は、子ども家庭支援センターです。

これまでに区に寄せられた主な質問

Q　なぜ南青山に(仮称)港区子ども家庭総合支援センターを設置するのですか？

A　平成28年6月に改正児童福祉法が公布され、特別区でも児童相談所を設置できることになりました。区では、増加する児童虐待や非行等子どもとその家庭が抱える問題に迅速に切れ目なく対応していくため、「子ども家庭支援センター」「児童相談所」「母子生活支援施設」が一体となった複合施設を設置することとしました。区内に活用できる区有施設や複合施設を整備する土地もない中、国から南青山五丁目用地の取得要望について照会があり、適正な手続きを経て購入できたことから、本用地に施設を整備することとしました。

Q　施設の建設に経費はどのくらいかかりますか？

A　土地の購入価格は、72億4千万円でした。建物の工事費は、約32億円を見込んでいますが、経費の縮減に努めながら整備していきます。

Q　さまざまな人が施設を利用することと思いますが、利用者や保護している子どもの安全は保たれますか？

A　(仮称)港区子ども家庭総合支援センターは、子どもと家庭がいつでも気軽に利用できる施設です。

施設では、専門職員が丁寧に保護者・児童に対応するとともに、防犯カメラ等も活用し来館者の安全を確保します。また、24時間365日警備員を配置して見回りや夜間警備を行うとともに、地元警察とも連携してまいります。

まちの環境への配慮と安全性の確保

環境への配慮

- 街並みに潤いをもたらす屋上緑化、壁面緑化、歩道状空地への植樹を効果的に行います。
- 太陽光発電設備を設置します。
- 内装には、国産木材を使用し、特に子どもが触れる場所には、自然素材等を選定します。

安全な歩行者空間

- 敷地に面している道路には車いすやバギーがすれ違える歩道状空地を設け、安全な歩行者空間を確保します。

セキュリティ

- 防犯カメラを施設の入口、エレベーター内など必要な場所に設置するほか24時間365日警備員を配置し、見回りや夜間警備を行います。

災害時の対応

- 児童相談所、子ども家庭支援センターは、災害時には、被災児童や家庭への援助活動を行います。また、区内の避難所に出向き、心のケアにも取り組みます。
- 施設には、マンホールトイレを設置します。
- 今後も防災について地域の皆さんとの連携を協議していきます。

港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この広報紙は、古紙を利用した再生紙を使用しています。

元号に関する表記上の注意点

本広報みなと発行時点では、新元号が定められていないため、平成31年以降の元号についても「平成」を使用しています。新元号が定められた際は、読み替えをお願いします。